

尾張旭市監査公表第15号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定に基づき実施した定例監査の結果を、同条第9項の規定により公表します。

令和6年4月26日

尾張旭市監査委員 山田 義浩

尾張旭市監査委員 若杉 たかし

## 定例監査報告書

### 1 準拠した基準

尾張旭市監査基準（令和2年監査委員告示第1号）に準拠して監査を行った。

### 2 監査の種類

財務監査（地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項の規定による監査のうち、同条第4項の定例監査）

### 3 監査の対象

健康福祉部（福祉政策課、福祉課、長寿課、介護保険課、健康課及び保険医療課）に係る令和5年度（令和6年1月31日現在）における財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理

### 4 監査の着眼点

市の事務事業が法令等にのっとり適正に執行されているかという合規性の観点はもとより、支出した費用に見合う効果を上げているかどうかという経済性、効率性や所期の目的を達成しているかどうかなどの有効性の観点を重視して実施した。

### 5 監査の実施内容

令和6年2月22日から同年3月27日までの間、3に記載の事務について、提出された監査資料並びに関係する諸帳簿及び書類を確認するとともに、関係職員の説明を求めることにより実施した。

なお、重点監査項目として、契約事務、補助金等交付事務及び財産管理事務を取り上げた。

### 6 監査の結果

監査の対象となった事務について、一部不適切なものが次のとおり見受けられたので、指摘する。今後の事務執行等に当たっては、これらの点に留意するとともに、必要な措置を講じられたい。

なお、措置を講じた場合は、その旨を通知されたい。

#### **注意すべきもの（監査結果の取扱基準（平成20年9月29日尾張旭市監査委員策定）第2項第3号）**

ア 随意契約ガイドラインでは、随意契約を締結する場合、予定価格が尾張旭市契約規則（以下「規則」という。）第25条に定める金額を超えるときは、随意契約の内容の公表を行うこととしているが、以下の業務において、予定価格が同条に定める金額を超えるにもかかわらず、公表が行われていない。公表の事務として「随意契約の内容の公表」の作成及び総務部総務課への電子データでの送付が必要である。

(ア) 生活保護レセプト管理システム改修業務（福祉課）

- (イ) 老人いこいの家管理業務委託（長寿課）
- (ウ) 予防接種（集団接種）業務委託、予防接種（個別接種）業務委託（健康課）

イ 規則第38条では、相手方と協議して契約の内容を変更することができるとしているが、以下の業務において、契約内容の変更に係る相手方との協議を証するものが作成されていない。

- (ア) 生活保護レセプト管理クラウドサービス月額サービス利用契約（福祉課）
- (イ) 認知症初期集中支援推進事業業務委託（長寿課）
- (ウ) 予防接種（個別接種）業務委託（健康課）

## 定例監査報告書

### 1 準拠した基準

尾張旭市監査基準（令和2年監査委員告示第1号）に準拠して監査を行った。

### 2 監査の種類

財務監査（地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項の規定による監査のうち、同条第4項の定例監査）

### 3 監査の対象

こども子育て部（こども未来課、保育課、こども課及び子育て相談課・こどもの発達センター）に係る令和5年度（令和6年1月31日現在）における財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理

### 4 監査の着眼点

市の事務事業が法令等にのっとり適正に執行されているかという合規性の観点はもとより、支出した費用に見合う効果を上げているかどうかという経済性、効率性や所期の目的を達成しているかどうかなどの有効性の観点を重視して実施した。

### 5 監査の実施内容

令和6年2月22日から同年3月27日までの間、3に記載の事務について、提出された監査資料並びに関係する諸帳簿及び書類を確認するとともに、関係職員の説明を求めることにより実施した。

なお、重点監査項目として、契約事務、補助金等交付事務及び財産管理事務を取り上げた。

### 6 監査の結果

監査の対象となった事務について、一部不適切なものが次のとおり見受けられたので、指摘する。今後の事務執行等に当たっては、これらの点に留意するとともに、必要な措置を講じられたい。

なお、措置を講じた場合は、その旨を通知されたい。

#### **注意すべきもの（監査結果の取扱基準（平成20年9月29日尾張旭市監査委員策定）第2項第3号）**

ア 随意契約ガイドラインでは、随意契約を締結する場合、予定価格が尾張旭市契約規則第25条に定める金額を超えるときは、随意契約の内容の公表を行うこととしているが、以下の業務において、予定価格が同条に定める金額を超えるにもかかわらず、公表が行われていない。公表の事務として「随意契約の内容の公表」の作成及び総務部総務課への電子データでの送付が必要である。

(ア) 尾張旭市立保育所看護師派遣業務（保育課）

- (イ) 子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）システム運用支援業務  
（こども課）